

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

弊社は、社員がその能力を十分に発揮し、より活躍できる環境の整備を行うため、下記のように計画し実施致します。

### 記

#### ■ 計画期間

令和 5 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日までの 3 年間

#### ■ 内容

- 区分①：女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
  - ・詳細：管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識
  - ・目標：監督職の女性割合を 27.5%から 30%にする
  - ・対策：女性社員のキャリアアップに向けた研修受講  
(実施時期) 令和 6 年 4 月より
  
- 区分②：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
  - ・詳細：年次有給休暇の取得促進のための措置
  - ・目標：年次有給休暇取得日数 平均 10 日
  - ・対策：社内周知の徹底と各所属長へ有給休暇取得に対する啓蒙  
(実施時期) 令和 5 年 10 月より
  
- その他：次世代育成支援対策の推進
  - ・詳細：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供
  - ・目標：年 2 回のインターンシップの実施
  - ・対策：高校生を対象にインターンシップを実施  
(実施時期) 令和 5 年 9 月より

以上